

障害福祉サービス等に係る基準の県条例化について

1 経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が、平成23年5月2日（「第1次一括法」）、平成23年8月30日（「第2次一括法」）に公布された。地方自治体の自主性の強化と自由度の拡大を目的に、義務付け・枠付けの見直しが行われ、これまで省令で示されていた施設の設置基準等を県が条例化する。1年間の経過措置の間に検討を行い、平成24年12月議会上程、平成25年4月1日制定を予定している。

2 障害福祉関係の基準省令

条例化する基準は次のとおり。

(児童福祉法関係)

- 1 「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
- 2 「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」
- 3 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（旧児童福祉施設最低基準）」（障害児に係る部分）
- 4 「児童福祉法施行規則」

(障害者自立支援法関係)

- 5 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」
- 6 「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」
- 7 「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」
- 8 「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」
- 9 「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」
- 10 「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」
- 11 「障害者自立支援法施行規則」

3 基準の類型

| 区分 | 内容 | 法的効果 |
|-----------|---|-----------------|
| 「従うべき基準」 | 人員配置基準、居室面積基準、人権に直結する運営基準(人権侵害に関する防止等)等 | 必ず適合しなければならない基準 |
| 「標準」 | 利用定員に関する基準 | 通常よるべき基準 |
| 「参酌すべき基準」 | 従うべき基準及び標準以外の設備及び運営に関する基準 | 十分参照しなければならない基準 |

4 スケジュール

| | | |
|-----|------|---|
| H24 | ～4月末 | 関係各団体から意見募集 |
| | ～7月 | 意見募集の結果報告及び独自基準に対する意見聴取 ・7/17 県精神保健福祉審議会 ・7/20 県障害者施策推進協議会 ・7/23 県自立支援協議会 |
| | 8月 | 素案決定、パブリックコメント（1か月間） |
| | ～12月 | 県議会議決 |
| H25 | ～3月 | 周知期間 |
| | 4月 | 施行 |

5 県独自基準について

【非常災害対策】（部内共通整理事項）

省令の規定を基として、本県の地域的特性に対応する「山梨県地域防災計画」に沿った内容を織り込むことにより、独自基準を設ける。計画の細部については解釈通知で示す。

- 「非常災害に関する具体的計画」→「予想される非常災害の種別に応じた具体的計画」とし、火災の他、地震、風水害、土砂災害、富士山噴火など立地により予想される災害について個別に定めるべきことを定める。
 - 行うべき防災訓練（義務）について、関係機関と連携して行うことを努力義務として追加。
 - 非常時に備えて、食料・飲料水等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行うことを努力義務として追加。
- ※ 「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」において、居宅介護等訪問系のサービス事業所については、もとより「非常災害対策」の項目がないが、これら事業所には利用者が常時滞在することが想定されないため、同様に条例には定めないこととする。

【「指定児童発達支援事業所」、「指定放課後等デイサービス事業所」及び「指定障害児入所施設」における相談室必置】

指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所及び指定障害児入所施設については、基準で通所（入所）支援計画の作成、また相談及び援助の提供が定められているが、これらを行うためにはプライバシーが保持できる相談の場が必要である。

通所支援の2サービスは、障害者自立支援法の児童デイサービス事業が児童福祉法に移行したものであり、児童デイサービス事業の設備基準に相談室の規定はなかった。しかし、業務を行う上でプライバシー保持は必要であるため、従来より事業所の新規指定の際には、サービスの提供に必要な設備として相談室の設置を指導してきた。このような経緯から相談室の設置を条例に規定する。

県内の状況として、既存の事業所等への照会の結果、すべての事業所等において、兼用・併用を含め相談室を持っているとの回答を得た。

また、指定障害者支援施設においては相談室が必置であり、指定障害児入所施設においても計画作成や相談援助の際のプライバシー保持は同様に必要であることから、指定障害児入所施設についても相談室の設置を規定する。

しかし、全事業所等の現場確認はしておらず、確実に相談室とみなせる設備があるかが不明なため、現事業所等の建物（本条例施行後、全面的に改築されたものを除く。）について、経過措置を設けるものとする。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(非常災害対策)

第七十条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(設備)

第九条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

※ 指定放課後等デイサービス事業所も同内容。